

平成28年4月1日
(独) 農林漁業信用基金

根保証における保証料の取扱い変更について (極度額を満度を利用しなかった場合)

1. 変更内容

これまで根保証(手形貸付)の極度額を満度を利用しなかった場合に、保証料の払い戻しを行っていませんでしたが、今般、以下の規程を改正することとし、極度額を満度を利用しなかった場合においても、融資機関からの請求により払い戻しを行うこととしました。

変更規程 林業信用保証業務細則第15条第6項
債務根保証要領第10の(2)

2. 払い戻し手続き

保証料の払い戻し手続きについては、根保証(手形貸付)の完済後に融資機関から「根保証貸付(割引)及び当座貸越根保証完済報告書(様式根・当第4号)」及び「戻し保証料請求対象となる貸付金の実績が明確となる書類」の提出があり、かつ「戻し保証料請求書(様式保第11号2)」により請求があった場合に、未利用分に相当する保証料の額から手数料として10%控除した額を払い戻しいたします。払い戻す保証料の計算方法は裏面に記載しております。

3. 払い戻し請求に当たっての留意点

保証料の払い戻しの請求期間は、根保証(手形貸付)完済日又は根保証期間満了日の翌日から3ヶ月以内です。請求期間を超えて払い戻し請求いただいても払い戻すことはできませんのでご注意ください。また、請求期間内に払い戻し請求いただいた場合でも、払い戻し額が1,000円未満の場合には払い戻すことができませんのでご注意ください。

4. 開始時期

平成28年4月1日から保証を受け付けた根保証(手形貸付)を対象といたします。なお、平成27年9月以降保証を受け付けた根保証(手形貸付)についても、同様の払い戻しを行います。(既に個別にお知らせ済)

担当：林業部保証課
TEL：03-3294-5585

<ご参考>

(計算例)

根保証期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（日数 366 日）

保証金額（根保証極度額）：20,000,000 円

保証割合：100%保証

保証料率：年 0.68%

1. 徴収済保証料 (A)

20,000,000 円 × 366 日 × 年 0.68% ÷ 365 日 = 136,372 円

2. 精算保証料 (B)

(実際の利用状況)

No	貸付金額 (円) (a)	貸付期間	日数 (b)	積数 (a×b)
1	10,000,000	H27.04.01~H27.06.30	91	910,000,000
2	10,000,000	H27.05.01~H27.07.31	92	920,000,000
3	20,000,000	H27.08.01~H27.10.15	76	1,520,000,000
4	15,000,000	H27.11.20~H27.12.30	41	615,000,000
5	20,000,000	H28.01.10~H28.03.31	82	1,640,000,000
	合計			5,605,000,000

精算保証料 (B) = 5,605,000,000 (積数合計) × 年 0.68% ÷ 365 日 = 104,421 円

3. 戻し保証料

項目	金額
徴収済保証料 (A)	136,372円
精算保証料 (B)	104,421円
事務手数料 (C : (A-B) × 10%)	3,195円
<u>戻し保証料 (D : A-B-C)</u>	<u>28,756円</u>